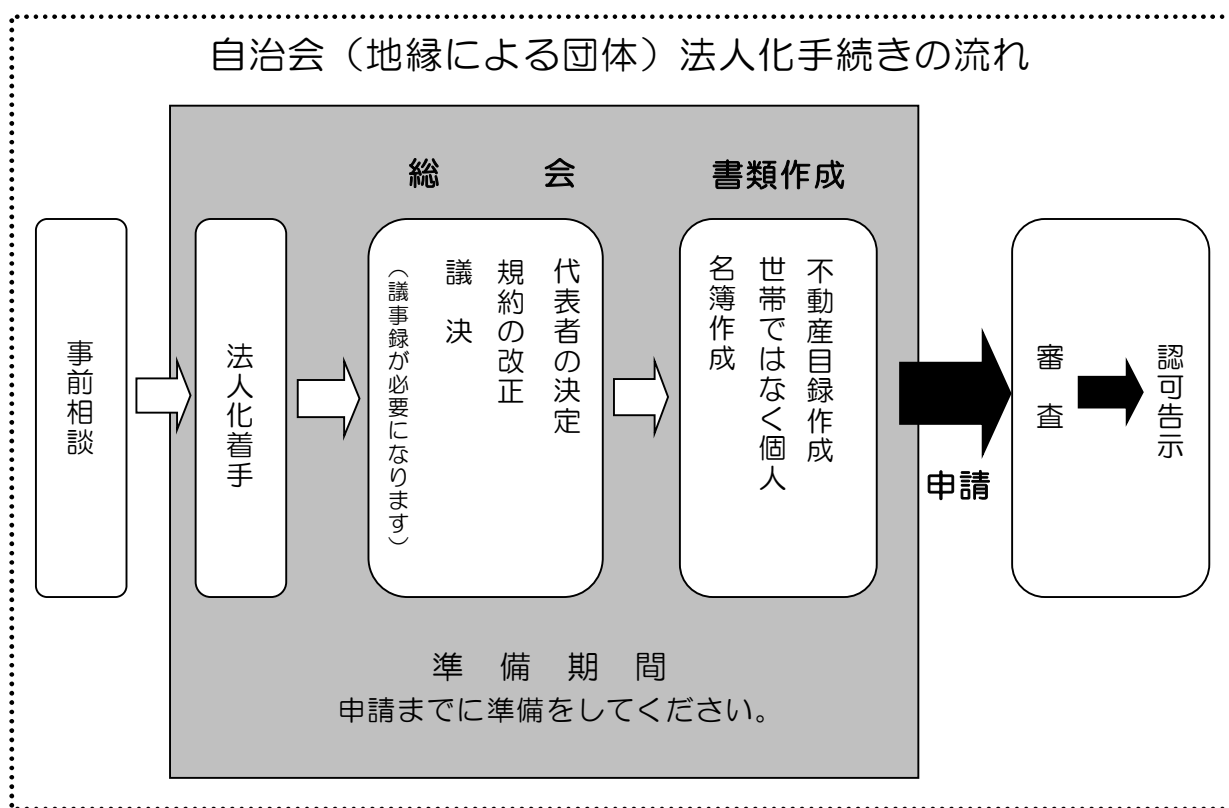


自治会の法人化（認可地縁団体）について

自治会（地縁による団体）の法人化は不動産の保有が前提です。

平成3年に地方自治法が一部改正され、要件を満たす自治会については法人格を取得し、所有する不動産を自治会名義で登記することができるようになりました。（地方自治法260条の2）

この法人化の目的は不動産を自治会名義で登記ができるようにするための制度ですので、不動産を保有しているか、その予定のあることが前提となります。



認可申請には事前の手續、法人化の要件がありますので、詳しくは担当課へ問合せください。



《担当課:市民活動支援課 市民活動支援担当》

認可地縁団体の代表者等の変更について

認可地縁団体として市が認可した場合は、会長の変更や規約の変更を行った際に市に申請する必要があります。

変更にあたっては、総会での議決が必要となりますので必要書類に変更したことを証する書類（議事録等）を添えてご提出ください。

必要書類等については、3月末に市から認可地縁団体へ郵送いたしますので、変更の際には忘れずに申請をお願いします。

《担当課:市民活動支援課 市民活動支援担当》

認可地縁団体証明書の交付について

認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）は誰でも請求することができます。

証明書が必要な場合は、請求書に必要事項を記入の上、窓口か郵送で市民活動支援課へ請求してください（FAX・メールは不可）。

請求には、手数料として1通300円が必要です。

なお、証明書は即日交付できませんので、時間に余裕を持って請求してください。詳しくは、事前に担当課までご相談ください。

《担当課:市民活動支援課 市民活動支援担当》

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成 27 年 4 月 1 日より、地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

2. 申請の要件

申請を行うには、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- (3) 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員またはかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

なお、申請書類の詳細や制度の概要等、詳しくは担当までお問い合わせください。

〈担当課:市民活動支援課 市民活動支援担当〉